

# 電氣需給契約書

# 電気需給契約書

兵庫県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、兵庫県〇〇〇〇庁舎で使用する電気の供給に関し、次の条項により需給契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、本契約の条項に従って、発注者に対し、発注者が使用する電気を継続して安定供給するものとし、発注者は、この契約の条項に従って当該電気の供給を受け、自己の必要に応じて使用しその対価を受注者に払うものとする。

（供給内容）

第2条 供給内容は、次のとおりとする。

高 圧

（1）契約電力

（施設ごとに、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力の内、いずれか大きい値とする。）

（2）供給仕様等

（3）需要場所

別紙「仕様書」のとおり

（契約金額）

<条項は落札者の料金メニューによるものとし、落札者が入札価格積算の根拠とした単価を記載する>

<施設毎に単価を設定する場合は「別紙対象施設一覧」に記載する>

第3条 契約金額は次のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む。）

高压電力（契約電力500kw未満）

（1）基本料金単価

金

円（1キロワット、1月当たり）

（2）電力量料金単価

夏季

金

円（1キロワット時当たり）

その他季

金

円（1キロワット時当たり）

（契約期間）

第4条 契約期間は次のとおりとする。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

（契約保証金）

第5条 発注者は財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第3号の規定により、受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（供給の保証）

第7条 受注者が旧一般電気事業者との接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給等約款で定める料金は受注者が負担するものとする。

（使用電力量の増減）

第8条 使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

（単位及び端数処理）

第9条 本契約において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

（1）契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

（2）使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

（3）力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

（4）料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

（計量及び検査）

第10条 計量日は原則として毎月1日午前0:00（「計量日」という。）に行うこととし、使用電力量等を計量し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第11条 料金の算定期間は毎月1日0時から末日24時とし、計量器に記録される発注者が使用した電力量及び最大需要電力等の数値により、使用電力量等による算定を行う。

(代金の支払い等)

第12条 受注者は、第10条に定めた検査終了後、仕様書に定める各需要場所の契約電力に第3条の(1)に定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た金額(以下「基本料金」という。)に力率割引または割増しするものとし、当該月における使用電力量に第3条の(2)に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額を合計した金額に燃料費調整額を差し引きまたは加えるものとし、再生可能エネルギー発電促進賦課金については加えるものとし、算定した料金を1月毎に発注者に速やかに請求するものとする。

2 前項の燃料費調整額の算定方法は、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める入札時における電気供給条件によるものとする。

3 発注者は、第1項に基づく適正な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

4 請求は対象施設一括ではなく、施設ごとに受注者が請求書を作成し、発注者が別途指定する送付先に送付するものとする。

(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

第13条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める電気供給条件による。

(機密の保持)

第14条 受注者は、業務上知り得た発注者の秘密を他に漏らしてはならない。なお、受注者は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。

(契約の解除)

第15条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで電気の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。

(2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。

第15条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 受注者又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でない認められるとき。

(3) 受注者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。

第15条の3 発注者は、第15条各号又は前条各号に規定する場合が発注者の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 発注者は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 前2条の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(暴力団等の排除)

第16条 発注者は、第17条第1項の意見を聴いた結果、受注者が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35条)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第17条 発注者は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

(1) 受注者が暴力団であるか否かについて、兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第18条 受注者は、本契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、発注者にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

（適正な労働条件の確保）

第19条 受注者は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（個人情報の保護）

第20条 受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（賠償の予約）

第21条 受注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、本契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、契約期間に係る予定使用電力量に第3条に定める契約単価（電力量料金単価）を乗じて得た額に第2条に定める契約電力に第3条に定める契約単価（基本料金単価）を乗じて得た額を加算した額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金）

第22条 天災その他不可抗力の原因又は第15条第1項第2号の規定によらないで本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第3条に定める契約単価（電力量料金単価）を乗じて得た額に第2条に定める契約電力に第3条に定める契約単価（基本料金単価）を乗じて得た額を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わねばならない。

ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

（損害賠償）

第23条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害が生じたときは、受注者に対して、その損害の賠償を求めることができる。

（環境配慮義務）

第24条 受注者は、契約期間中の電力を供給するにあたり「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、既定された「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準」（別表1）「以下、「基準」という。」の各項目の合計が70点以上であり、かつ「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」附則第4条の規定による廃止前の「電気事業者による新エネルギー等

の利用に関する特別措置法」(以下、「新エネルギー特別措置法」という。)第8条第1項の勧告を受けないよう努めること。

2 受注者の基準における各項目の合計値が70点未満となった場合、発注者および受注者は環境配慮方針について協議する。

3 新エネルギー特別措置法による勧告を受けた場合、発注者および受注者は協議する。

(事情の変更)

第25条 本契約の締結後、予期することのできない経済情勢の変動等により契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、発注者、受注者協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができるものとする。

(協議)

第26条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上解決するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、発注者受注者おのおのその1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

印

受注者

印